|  |
| --- |
| **第５章　施策の展開** |

**Ⅰ　理解を深め、権利を護る**

**１　相互理解の強化**

**（１）啓発・広報活動の推進**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 1 | 障害や障害者等に関する理解を促進するため、県の広報媒体などによる啓発事業の広報を推進します。 | 広報課  障害者福祉推進課 |
| 2 | 障害や障害者等に関する正しい知識の普及に努め、障害や障害者等に対する誤解や偏見、無理解を解消し、一層の理解を推進します。 | 人権・男女共同参画課  障害者福祉推進課 |
| 3 | ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発の取組を推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 4 | 障害者やその家族からの相談対応やノーマライゼーションの理念の啓発などを行う団体の活動を助成することで、相談支援への充実や県民への情報発信など障害者の福祉向上を推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 5 | 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴った障害者への県民の理解を深めるとともに、宿泊施設、飲食店などの利用拒否がなくなるよう啓発を推進します。 | 障害者福祉推進課  食品安全課 |
| 6 | 義足・人工関節を使用している方や内部障害・難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめ、障害者に関するマークの普及啓発を推進します。（第９章に「障害者に関するマーク」を掲載しています。） | 障害者福祉推進課 |
| 7 | ケアラ―に関する理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。 | 地域包括ケア課 |
| 8  **【新】** | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。（再掲126） | 障害者福祉推進課 |

**（２）福祉教育・地域交流の支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 9 | 障害の有無や年齢に関わらず、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活が送れるよう地域全体で支え合うため、学校・家庭・地域の連携を深め、児童生徒をはじめ地域の全ての人に対して心豊かな福祉意識の啓発や福祉活動への参加を支援し、「参加型福祉社会」の実現を目指します。 | 福祉政策課  高校教育指導課  義務教育指導課 |
| 10 | 障害者団体などが行う障害者と地域の人が共に活動する取組を支援し、共に生きる社会づくりを推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 11 | 特別支援学校と地域の小・中学校等、高校との交流及び共同学習や校外行事活動時の地域施設の利用、支援籍学習を通して共に生きる社会づくりを推進します。 | 特別支援教育課  義務教育指導課  高校教育指導課 |
| 12 | 福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する「彩の国いろどりライブラリー」を運用します。（再掲169） | 障害者福祉推進課 |

**２　差別解消の推進**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 13 | 埼玉県共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を運営するとともに市町村の運営を支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 14 | 障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法、同法の改正などを踏まえ、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、民間事業者等に対して普及啓発を推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 15 | 障害を理由とした差別に関する相談及び紛争の防止などの体制を整備し、障害者への差別解消を推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 16 | 障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを推進するため、市町村職員向けの研修会を実施します。 | 障害者福祉推進課 |
| 17 | 市町村及び事業者による障害者に対する差別解消の取組を支援するため、障害者への差別及びその解消のための取組の情報を収集、整理し、関係機関へ情報提供します。 | 障害者福祉推進課 |
| 18 | 民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、あんしん賃貸住まいサポート店などの情報を提供します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数 | 【令和６年度】　　　【令和８年度】  　　 1,200件　　 ⇒ 　 1,300件 | | 住宅課 |

**３　権利擁護の取組の充実**

**（１）権利擁護の推進**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 19 | 福祉サービスに対する苦情解決制度の充実と周知に努め、利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう支援します。 | 社会福祉課 |
| 20 | 成年後見制度の周知・普及や市町村長による成年後見申立て、市民後見人の育成や法人後見推進などの市町村の取組を支援します。 | 地域包括ケア課  障害者支援課 |
| 21 | 成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関の設置を促進します。また、市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定を促進します。 | 地域包括ケア課 |
| 22 | 判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者・精神障害者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用を支援します。 | 地域包括ケア課  障害者支援課 |
| 23 | 認知症高齢者や障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、その権利を擁護し、権利行使を援助する障害者権利擁護センターを支援します。また、障害者団体などと連携して、権利擁護に関する啓発や同センターの周知を図ります。 | 地域包括ケア課  障害者支援課  障害者福祉推進課 |
| 24 | 各種資格の取得や施設・サービスの利用などにおいて、障害者であるとの事由のみをもって対象から排除している「欠格事由」の条項について点検を行い、障害者の人権の確保を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 25 | 障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を行います。研修の実施に当たっては、障害者福祉施設の管理者や職員に対する受講の促進を図るとともに、受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者にまで広げます。また、研修内容の充実と研修を受講しやすくなるような環境づくりに努めます。  （再掲29） | 障害者支援課 |
| 26 | 精神科病院に対する実地指導を徹底することなどにより、患者本位の治療や患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。（再掲319） | 障害者福祉推進課  疾病対策課 |
| 27 | 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき、旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた方に対し、一時金支給についての周知及び相談支援に努めます。 | 健康長寿課 |

**（２）虐待の防止**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 28 | 埼玉県虐待禁止条例に基づき、障害者等に対する虐待の禁止、虐待の防止、早期発見などについて、市町村・関係団体と連携し、虐待防止等の取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境の整備、情報の共有、虐待を受けた障害者に対する援助、養護者に対する支援、人材の育成、重大な被害を及ぼした虐待事例の検証などに取り組みます。 | 福祉政策課他関係課  障害者支援課 |
| 29 | 障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を行います。研修の実施に当たっては、障害者福祉施設の管理者や職員に対する受講の促進を図るとともに、受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者にまで広げます。また、研修内容の充実と研修を受講しやすくなるような環境づくりに努めます。  （再掲25） | 障害者支援課 |
| 30 | 虐待の早期発見のため、誰もが通報しやすい環境と、虐待を受けた障害者が届出・相談しやすい環境を整えます。 | 福祉政策課他関係課 |
| 31 | 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援のため、障害者権利擁護センターにおいて、相談、情報提供、関係機関との連絡調整などを行います。 | 障害者支援課 |
| 32 | 障害福祉サービス事業者における、虐待防止等のための責任者の設置、虐待防止委員会の設置及び従業者への研修実施の促進を図ります。 | 障害者支援課 |
| 33 | 精神科病院に対し、精神障害者への虐待防止に必要な措置を講ずるよう指導監督を徹底するととともに、障害者虐待に係る通報等があり、必要があると認めるときは、報告徴収や立入検査を行います。 | 疾病対策課 |

**【新】**

**（３）権利行使の支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 34 | 投票所において障害者が投票しやすい環境づくりが進められるよう市町村に働き掛けます。また、選挙公報において障害の特性に応じた情報取得ができるよう市町村に働き掛けます。 | 市町村課 |

**（４）障害当事者の参加**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 35 | 障害者施策の着実な推進のために、埼玉県障害者施策推進協議会をはじめとした様々な場面で、障害者が参加する機会を設けます。 | 障害者福祉推進課 |

**Ⅱ　地域生活を充実し、社会参加を支援する**

**１　地域生活支援体制の充実**

**（１）相談支援体制などの充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 36 | 障害者（児）とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて消費生活に関する情報提供や消費生活相談を実施します。（再掲262） | 消費生活課  障害者福祉推進課  こども安全課 |
| 37 | 包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲79） | 地域包括ケア課 |
| 38 | 重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。  （再掲80） | 地域包括ケア課 |
| 39 | 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、地域支援マネジャーによる市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。（再掲263） | 障害者福祉推進課 |
| 40 | 発達障害児（者）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けられ、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」の普及を図ります。（再掲271） | 障害者福祉推進課 |
| 41 | 障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を支援するため、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などの研修内容を充実し、その資質の向上を図ります。また、様々な障害ごとに当事者やその家族などによるピア・カウンセリングも含めた身近な相談体制を充実します。 | 社会福祉課  障害者福祉推進課 |
| 42 | 高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。（再掲309） | 障害者福祉推進課 |
| 43  **【新】** | 子どもの高次脳機能障害について、障害児とその家族、関係団体などとの意見交換を通じて支援ニーズを把握するとともに、研修等により普及啓発を行います。（再掲311） | 障害者福祉推進課 |
| 44 | 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者（児）に対して、支援ニーズを把握し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。  （再掲312） | 障害者支援課  障害者福祉推進課 |
| 45 | アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲299・313） | 疾病対策課 |
| 46 | 障害者や高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。（再掲303） | 地域包括ケア課 |
| 47 | 市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実します。このため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会（市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」）における専門部会の設置や個別事例の検討等を通じた支援体制の整備、基幹相談支援センターの設置、入所施設から地域生活への移行支援など、障害者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるような体制づくりを支援します。また、市町村の相談支援体制を支える市町村職員や相談支援従事者などへの研修も推進します。（再掲273）   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数 | 【令和４年度末】　　 【令和８年度末】  　 ４９市町村　 ⇒　各市町村又は各圏域  　　　　　　　　　　に１箇所以上 | | 障害者支援課 |
| 48 | |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 地域生活支援拠点等の設置市町村数 | 【令和４年度末】　　 【令和８年度末】  　　３６市町　　⇒　各市町村又は各圏域  　　　　　　　　　　に１箇所以上 |   地域生活支援拠点等を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めることや、機能の充実のため年１回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働き掛けます。また、地域生活支援拠点等を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組みます。 | 障害者支援課 |
| 49 | 障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的な機能の強化を図るとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する中核的な支援施設として児童発達支援センターが設置されるよう市町村に働き掛けます。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 児童発達支援センターの設置数 | 【令和４年度末】　　 【令和８年度末】  　 ３６市町 　　⇒　各市町村又は各圏域  　 ３９箇所　　　　 に１箇所以上 | | 障害者支援課 |
| 50  **【新】** | 専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 医療的ケア児支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーター数 | 【令和８年度末】  　 新規施策　　⇒　 各センター一人  　　　　　　　　　　 以上 | | 障害者支援課 |
| 51 | 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場を設置し、支援体制を構築します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 ４６市町　 ⇒　県、各市町村又は各圏  　　　　　　　　　 域に設置 | | 障害者支援課 |
| 52 | 医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を行い、市町村に配置されるよう働き掛けます。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 ５２市町　　⇒　 各市町村又は各圏域  　 １２９人　　　　 に１人以上 | | 障害者支援課 |
| 53 | 障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画を作成する相談支援事業所の運営を支援します。 | 障害者支援課 |
| 54 | 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らし等を希望する障害者の地域生活を支援するため、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う事業所の運営を支援します。 | 障害者支援課 |
| 55 | 入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。（再掲109） | 障害者支援課 |
| 56  **【新】** | 障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して関係機関が連携･協力して調整を行う協議の場を設置・運営します。 | 障害者支援課 |
| 57 | 精神科病院の社会的入院患者の退院を促進します。また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、圏域ごとに設置している保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村など関係機関の連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **項　　目** | | **数値目標** | | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 | | 【令和４年度末】　　 【令和８年度末】  　 ４９市町村　 　⇒　　 全市町村 | | 精神病床における１年以上長期入院患者数 | |  | |  | ①６５歳以上 | 【令和４年度※】　　　【令和８年度】  　　3,454人　　 ⇒　　 3,325人 | | ②６５歳未満 | 【令和４年度※】 　 　【令和８年度】  　　2,032人　 　⇒　　 2,024人 |   ※…６月３０日時点（令和４年度精神保健福祉資料（６３０調査）調査結果）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **項　　目** | | **数値目標** | | 精神病床における早期退院率 | |  | |  | ①入院後３か月時点 | 【令和４年度】　　 　【令和８年度】  集計中※　　 ⇒ 　　 68.9％ | | ②入院後６か月時点 | 【令和４年度】　　 　【令和８年度】  　　集計中※ ⇒　　　84.5％ | | ③入院後１年時点 | 【令和４年度】　　 　【令和８年度】  　　集計中※ ⇒　　　91.0％ |   ※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち  ※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 精神病床からの退院後１年以内における平均生活日数 | 【令和４年度】　　 　【令和８年度】  　　集計中※ ⇒　　 325.3日 | | 障害者福祉推進課 |
| 58 | 高齢・障害がある者で、刑務所等の出所後も帰来先のない方及び更生緊急保護が適用となった起訴猶予者や執行猶予者など福祉の支援を必要とする方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。 | 社会福祉課 |
| 59 | 障害者の芸術文化活動を支援するため、「障害者芸術文化活動支援センター」の運営をサポートし、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。（再掲178） | 障害者福祉推進課 |

**（２）サービス提供体制の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 60 | 介護すまいる館において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。 | 高齢者福祉課 |
| 61 | 障害者の生活を支援するため、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を推進します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 身体障害者補助犬給付数 | 【各年度】  ６頭 | | 障害者福祉推進課 |
| 62 | 精神障害者保健福祉手帳の取得が進むよう広報に努めるとともに、手帳所持者に対する優遇施策の拡大に努めます。 | 障害者福祉推進課 |
| 63 | 総合リハビリテーションセンターの補装具製作施設機能により、一般の補装具業者では対応が困難な義肢装具を必要とする障害者のニーズに適切に対応します。    【総合リハビリテーションセンター  　補装具製作施設】（上尾市）  義肢装具の製作、修理、相談・助言、業者指導などについて、国家資格である義肢装具士が対応しています。 | 障害者福祉推進課 |
| 64 | 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 65 | 障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。 | 障害者支援課 |
| 66 | 医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族（ケアラ―）の精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実を図ります。 | 障害者支援課 |
| 67 | 障害児（者）やその家族が求める緊急時の介護ニーズや障害児（者）の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、障害児（者）生活サポート事業を実施する市町村を支援します。（再掲173） | 障害者支援課 |
| 68 | 各市町村の地域生活支援事業の実施状況などの情報を速やかに提供し、相互に共有することにより、地域生活支援事業を実施する市町村を支援します。 | 障害者支援課 |
| 69 | 障害者総合支援法による制度の適正な運営を進めるために、制度に関するインターネットなどによる情報提供、障害福祉サービス事業者の指定、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修などを実施します。これらの実施により、市町村の障害福祉サービス支給決定などを行うための体制整備を支援します。 | 障害者支援課 |
| 70 | 障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。  （再掲97・101） | 障害者支援課  福祉監査課 |

**（３）福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 71 | 発達障害児（者）及び高次脳機能障害者（児）に対する相談支援に携わる市町村などの関係機関の職員に対する研修を充実します。 | 障害者福祉推進課 |
| 72 | 福祉サービスを担う人材の確保を図るため、無料職業紹介事業や事業者又は施設からの求人、処遇改善などに係る相談事業などを行います。また、福祉を支える人材の養成や資質の向上を図るため、社会福祉事業従事者などへの研修を行います。 | 社会福祉課 |
| 73 | 提供するサービスや相談の質を高めるため、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修を実施するとともに、意思決定支援の適切な実施のため意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施します。また、サービスの直接の担い手である重度訪問介護従事者、同行援護従事者及び行動援護従事者を養成する研修や強度行動障害支援者養成研修を実施する事業者の指定を行います。 | 障害者支援課 |
| 74 | 障害福祉サービス等の提供を担う人材の定着を図るため、新規採用職員を対象とした合同入職式や研修などの取組を行います。 | 障害者支援課 |
| 75 | 障害者の特性に応じた対応ができる、より専門的技術や知識が高いホームヘルパーなどの養成を支援します。 | 障害者支援課 |
| 76 | 埼玉県立大学において、福祉・保健・医療などの幅広い連携ができる社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師などの人材養成を図ります。（再掲315） | 保健医療政策課 |
| 77 | 高等技術専門校や職業能力開発センター、民間教育訓練機関において、介護に従事する人材の育成を図ります。 | 産業人材育成課 |
| 78 | 公立図書館や公立学校の司書、司書教諭、職員等に対し、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、障害当事者でもある司書及び職員等の育成や環境の整備を行います。 | 生涯学習推進課 |
| 79 | 包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲37） | 地域包括ケア課 |
| 80 | 重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲38） | 地域包括ケア課 |
| 81 | 地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。 | 地域包括ケア課 |

**（４）市町村における計画推進の支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 82 | 法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、市町村が住民の福祉ニーズに応えるため、市町村地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進を地域福祉支援計画に基づき支援します。 | 福祉政策課 |
| 83 | 市町村が障害者等のニーズを的確に把握しながら障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定・改定し、障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に展開できるよう支援します。 | 障害者福祉推進課 |

**（５）ボランティア・ＮＰＯ活動などへの支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 84 | WEBサイト「NPO情報ステーション」「共助ポータル」を運営し、NPO法人など多様な主体へボランティア・NPO活動等に関する情報提供を行います。 | 共助社会づくり課 |
| 85 | 共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO法人やボランティア団体等を支援します。 | 福祉政策課 |
| 86 | 障害者の地域生活を支える福祉ボランティア活動を支援するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでの啓発、養成、相談、情報提供などに対する支援を行います。 | 社会福祉課 |

**２　日中活動の場の確保**

**（１）日中活動系サービスの確保・充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 87 | 障害者の自立を支援し、日中の介護、家事、生活などに関する日常生活の支援、身体機能又は生活能力向上のために行われる必要な援助などを行う生活介護の整備や運営を支援します。また、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流を図るための各種事業を行う地域活動支援センターの取組を支援します。 | 障害者支援課 |
| 88 | 障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援します。（再掲200） | 障害者支援課 |
| 89 | 障害児通所支援を利用することが困難な重症心身障害児などの重度の障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など発達支援サービスを行う児童発達支援センター等の運営を支援します。 | 障害者支援課 |
| 90 | 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等を利用する障害児が他の児童との集団生活に適応できるよう、保育所等を訪問して障害児の身体及び心身の状況やその置かれている環境に応じて専門的な支援を行う事業所の運営を支援します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 保育所等訪問支援の設置数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 ４２市町村　　 ⇒　　全市町村 | | 障害者支援課 |
| 91 | 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに対応するため、専門的な発達支援を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与並びに生活能力の向上に必要な訓練などを行う障害児通所支援事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービス等）の運営を支援します。 | 障害者支援課 |
| 92 | 重症心身障害児等が身近な地域において児童発達支援や放課後等デイサービスへの通所による支援を受けられる事業所が設置されるよう市町村に働き掛けます。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 １８市町　 ⇒　各市町村又は各圏域  　　３４箇所　　　 に１箇所以上 |  |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 ２３市町　 ⇒　各市町村又は各圏域  　　３６箇所　　　 に１箇所以上 | | 障害者支援課 |
| 93 | 重症心身障害児や医療的ケア児及びその家族（ケアラ－）の支援に当たっては、その人数やニーズなどを把握し、必要な支援を行います。 | 障害者支援課 |

**（２）サービスの質の向上**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 94 | 事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。（再掲98） | 社会福祉課 |
| 95 | 利用者がサービスを選択しやすいよう、市町村、障害福祉サービス事業所などと連携し、インターネットの活用などによりサ－ビス内容の情報提供を行います。（再掲99） | 社会福祉課  高齢者福祉課 |
| 96 | 指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者の人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監査します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。（再掲100） | 社会福祉課  障害者支援課  福祉監査課 |
| 97 | 障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。  （再掲70・101） | 障害者支援課  福祉監査課 |

**３　住まいの場の確保**

**（１）施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 98 | 事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。（再掲94） | 社会福祉課 |
| 99 | 利用者がサービスを選択しやすいよう、市町村、障害福祉サービス事業所などと連携し、インターネットの活用などによりサ－ビス内容の情報提供を行います。（再掲95） | 社会福祉課  高齢者福祉課 |
| 100 | 指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者の人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監査します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。（再掲96） | 社会福祉課  障害者支援課  福祉監査課 |
| 101 | 障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。  （再掲70・97） | 障害者支援課  福祉監査課 |
| 102 | 利用者の高齢化や重度化、プライバシーの配慮に対応するための居室の個室化などを促進するとともに、高齢化や重度化に対応するための専門的なケアを行う体制の確保を支援します。また、必要な障害者支援施設について整備を支援します。 | 障害者支援課 |
| 103 | 障害者支援施設における入所者の地域生活への移行に向けた取組やショートステイ等の障害者の地域生活を支える拠点機能の充実を支援します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 | 【令和６年度～令和８年度】  ３９９人 | | 障害者支援課 |

**（２）グループホームなどの確保・充実**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 104 | グループホームなどへの入居を希望する障害者に、グループホームなどでの暮らしを体験する機会を提供する市町村を支援します。 | 障害者支援課 |
| 105 | 障害者の地域での自立生活のため、グループホームなどの整備促進を図ります。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 「住まいの場」の利用定員数（グループホームの整備数） | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 9,004人　　⇒　　10,165人 | | 障害者支援課 |
| 106 | 重度障害者の地域移行を進めるため、重度障害者に対応可能なグループホームの整備を推進します。 | 障害者支援課 |
| 107 | グループホームなどのサービスの質を向上させるため、市町村や関係機関と連携し、障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。 | 障害者支援課 |
| 108 | 日中サービス支援型グループホームの報告・評価制度について市町村と連携し適切に運営することにより、事業所の質の確保・向上を図ります。 | 障害者支援課 |
| 109 | 入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。（再掲55） | 障害者支援課 |
| 110 | 県営住宅のグループホームなどへの活用を引き続き検討します。 | 住宅課 |

**（３）住宅の整備など**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 111 | 障害者が暮らしやすい民間住宅の整備のため、バリアフリー仕様を広く普及するとともに、重度障害者向け居宅改善の助成制度を通じて住宅改修を支援します。また、介護すまいる館において、手すり設置などの住宅改修についての相談業務を実施します。 | 高齢者福祉課  障害者福祉推進課 |
| 112 | 障害者支援施設や病院から地域生活への移行を進めるため、賃貸契約による一般住宅への入居希望者を支援する居住サポート事業が市町村において実施されるよう働き掛けます。 | 障害者支援課 |
| 113 | 県営住宅を整備する際には、エレベーターやスロープのほか、点字ブロックを設置するなど誰もが安心して快適に暮らせるようバリアフリー化します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | バリアフリー化された県営住宅数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　 9,472戸　　⇒　 9,962戸 | | 住宅課 |
| 114 | 住宅に困窮する障害者などの居住の安定を図るため、県営住宅の供給を推進し、入居を支援します。 | 住宅課 |
| 115 | 県営住宅での車椅子対応住戸などの整備を推進します。 | 住宅課 |
| 116 | 障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体及び居住支援団体による地域ごとの連携体制の構築を支援します。 | 住宅課 |

**４　コミュニケーションの支援**

**（１）コミュニケーション手段の充実**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 117 | 視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲128）  【熊谷点字図書館】（熊谷市）  点字図書、デイジー図書を製作し、郵送により貸出等を行っています。視覚に障害のある方などは無料でご利用いただけます。 | 障害者福祉推進課 |
| 118 | 視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練、情報の確保などの支援を行うことによって、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 119 | 手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。（再掲141） | 障害者福祉推進課 |
| 120 | パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 121 | 手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。（再掲142） | 障害者福祉推進課 |
| 122 | 市町村が行う代筆・代読者の派遣を支援し、視覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 123 | 失語症者のコミュニケーション手段を確保するため、失語症者の意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣を行う市町村を支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 124 | 発達障害児（者）との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。（再掲272） | 障害者福祉推進課 |

**【新】**

**（２）情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実**

**【新】**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 125 | 行政情報について、点字版、デイジー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。 | 広報課  情報システム戦略課 |
| 126 | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。（再掲8） | 障害者福祉推進課 |
| 127 | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、市町村が障害者からの各種相談に応じたり、障害者に情報を提供するに際に、障害の種類及び程度に応じて配慮することができるよう、対応事例などの情報を提供します。 | 障害者福祉推進課 |
| 128 | 視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲117） | 障害者福祉推進課 |
| 129 | 視覚障害者の社会参加を支援するため、新聞、雑誌などの情報を即座に点字により提供する点字情報ネットワーク事業を充実します。 | 障害者福祉推進課 |
| 130 | 重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 131 | ＩＴ（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、障害特性に配慮したＩＴ講習会の開催やＩＴサポート推進員などの活用などにより、障害者のＩＴ技能の向上と情報格差の解消を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 132 | 各種障害福祉サービスを利用する際に、必要な情報を手軽に手に入れることができるよう、インターネットを利用して障害児（者）福祉情報を提供します。 | 障害者福祉推進課 |
| 133 | 視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、マルチメディアデイジー、点字図書等のアクセシブルな書籍の製作及び貸出、対面朗読等を実施し、情報のバリアフリー化を推進します。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 134 | 難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。（再掲286） | 障害者福祉推進課 |
| 135 | 難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。（再掲287） | 障害者福祉推進課 |
| 136 | 聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。 | 広報課  報道長 |
| 137 | ICTによる遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。 | 障害者福祉推進課 |
| 138 | 避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。（再掲342） | 障害者福祉推進課  災害対策課 |

**【新】**

**【新】**

**（３）手話を使いやすい環境の整備**

**【新】**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | **施策の内容** | **担当課** |
| 139 | | 埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 140 | | 埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。 | 障害者福祉推進課 |
| 141 | | 手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。（再掲119） | 障害者福祉推進課 |
| 142 | | 手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。（再掲121） | 障害者福祉推進課 |
| 143 | | 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 144 | | 市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 手話言語に関する条例を定めている市町村数 | 【令和４年度末】　 　【令和８年度末】  　　４０市町　　 ⇒　　 全市町村  　　新規施策 | | 障害者福祉推進課 |
| 145 | | 県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーン等を実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。 | 障害者福祉推進課 |
| 146 | | 大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。 | 障害者福祉推進課 |
| 147 | | 市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。 | 障害者福祉推進課 |
| 148 | | 公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。 | 障害者福祉推進課 |
| 149 | | 職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。 | 障害者福祉推進課 |
| 150 | | ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児（ろう重複児を含む）が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。 | 県立学校人事課  義務教育指導課  特別支援教育課  高校教育指導課 |
| 151 | | ろう児（ろう重複児を含む）及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。 | 義務教育指導課  特別支援教育課  高校教育指導課 |
| 152 | | 手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。 | 教職員採用課  県立学校人事課  小中学校人事課  義務教育指導課  高校教育指導課  特別支援教育課 |
| 153 | 各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。 | | 義務教育指導課  特別支援教育課  高校教育指導課 |

**（４）視覚障害者等の読書環境の整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 154 | 県立図書館において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、県内公立図書館等のデイジー図書・点字図書等のアクセシブルな書籍を充実させる取組を促進します。 | 生涯学習推進課 |
| 155 | 県立図書館において、施設の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの県内公立図書館等の取組を促進します。 | 生涯学習推進課 |
| 156 | 県立図書館及び熊谷点字図書館において、公立図書館等との連携を図り、視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者に対し、アクセシブルな書籍による読書の機会を提供するとともに、郵送サービスなど円滑な利用のための支援を実施します。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 157 | 県立図書館及び熊谷点字図書館において、視覚障害者等に対し、デイジー図書等の利用や製作着手情報の入手ができるシステム（サピエ図書館等）について周知を図ります。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 158 | 県立図書館と熊谷点字図書館が連携し、アクセシブルな書籍や端末機器の利用方法について広報します。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 159 | アクセシブルな書籍の製作に関するマニュアルを作成し、県内図書館及び図書館協力者等に配布します。 | 生涯学習推進課 |
| 160 | 県立図書館及び熊谷点字図書館において、公立図書館等の課題共有や協力を促進するため、懇談会等の交流を行います。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 161 | 県立図書館と熊谷点字図書館が連携し、デイジー図書等のアクセシブルな電子書籍の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり視覚障害者等が必要な支援を受けられるよう、施策の推進を図ります。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 162 | 県立図書館において、県内図書館の職員等（司書、司書教諭、職員等）に対し、アクセシブルな電子書籍を利用するための端末機器等の習得支援等を行う研修を実施し、視覚障害者等が必要な支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図ります。 | 生涯学習推進課 |
| 163 | 点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材を確保するため、募集や養成、活動支援等に計画的に取り組みます。また、アクセシブルな書籍の質の向上を図るため、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施します。 | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |
| 164 | アクセシブルな書籍の量的拡充を図るため、新たなデイジー図書・点字図書等を製作します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 新規デイジー図書・点字図書等製作点数 | 【各年度】  ２４０タイトル | | 生涯学習推進課  障害者福祉推進課 |

**５　社会参加の支援**

**（１）交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 165 | 障害者の社会参加と交流や学習の拠点である障害者交流センターの機能やノウハウが県内各地で生かされるよう積極的に取り組みます。  【障害者交流センター】（さいたま市）  障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、各種相談や研修をはじめ、文化・芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開する身体障害者福祉センターです。  一般県民の方もご利用いただけます。 | 障害者福祉推進課 |
| 166 | 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めます。また、障害者の社会参加に必要な各種事業を実施します。 | 障害者福祉推進課 |
| 167 | 障害者及びその家族などが保養、観光、会議などに利用できる宿泊施設である「伊豆潮風館」の運営を、利用者本位の視点に立って充実します。  伊豆潮風館２  【伊豆潮風館】（静岡県伊東市）  障害者やその家族の健康増進とレクリエーションのため、本県が設置した障害者更生センターです。一般県民の方もご利用いただけます。 | 障害者福祉推進課 |
| 168 | 県民が必要な時に必要な情報を入手できるよう、インターネットを通じて生涯学習情報を提供します。 | 生涯学習推進課 |
| 169 | 福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する「彩の国いろどりライブラリー」を運用します。（再掲12） | 障害者福祉推進課 |

**（２）外出や移動の支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 170 | 福祉有償運送の適切な運行を推進するため、市町村の福祉有償運送運営協議会やＮＰＯなどの活動を支援します。 | 交通政策課  福祉政策課 |
| 171 | リフト付きバス「おおぞら号」を運行し、障害者の社会参加を支援します。また、市町村が実施する福祉タクシー事業の広域的な利用調整を行うことで、市町村の取組を支援します。  C:\Users\018454\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\S4Z979H8\DSC02901.JPG  【おおぞら号】  県内に住所又は事務所を有する障害児（者）団体などが更生訓練や研修を行う場合に、有料道路料金などを除き無料でご利用いただけます。  （要予約） | 障害者福祉推進課 |
| 172 | 障害児（者）の外出を支える移動支援事業を実施する市町村を支援します。 | 障害者支援課 |
| 173 | 障害児（者）やその家族が求める緊急時の介護ニーズや障害児（者）の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、障害児（者）生活サポート事業を実施する市町村を支援します。（再掲67） | 障害者支援課 |
| 174 | 運転免許の取得などを希望する障害者に対して、個々の障害の程度に応じた運転適性や車両の選定・改造などの相談に応じ、適切なアドバイスを行います。また、障害者の運転免許取得や教習所入所についてアドバイスを行います。 | 運転免許課  運転免許試験課 |

**（３）芸術文化活動の振興**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 175 | コンサート会場に出掛けることが困難な方に音楽を鑑賞する機会を提供するため、ボランティアで演奏を行う音楽家と障害福祉サービス事業所・病院などとの橋渡しを行い、事業所などが開催するコンサートを支援します。 | 文化振興課 |
| 176 | 障害者による芸術性・創造性あふれる芸術文化作品の創造・発表の機会が確保されるよう支援し、表現の魅力を発信します。    【障害者アート企画展】  県内の障害のある作家が創作した芸術性・創造性あふれる作品を、選考により展示する本格的な美術展。毎年度、近代美術館で開催し、障害のある方の表現の魅力を埼玉県から発信しています。  令和5年度障害者アート企画展「Coming Art 2023」 | 障害者福祉推進課 |
| 177 | 芸術文化の鑑賞機会や発表・体験の機会を提供し、またそのような機会が拡大されるよう支援し、障害者の芸術文化活動の裾野を広げます。 | 障害者福祉推進課 |
| 178 | 障害者の芸術文化活動を支援するため、「障害者芸術文化活動支援センター」の運営をサポートし、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。（再掲59） | 障害者福祉推進課 |
| 179 | 障害がありながらも不屈の精神で学問に打ち込み、後世に大きな影響を残した郷土の偉人塙保己一の業績を顕彰するとともに、保己一の精神を受け継ぎ顕著な活躍をしている障害者などを表彰することを通じ、県民への啓発を推進します。    【塙保己一賞】  塙保己一の精神を受け継ぎ、障害がありながらも顕著な活躍をしている方や、障害のある方のために貢献している方・団体を讃える埼玉県独自の表彰。  　「写真提供/本庄市教育委員会」 | 障害者福祉推進課 |

**（４）パラスポーツの振興**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 180 | より多くの障害者にパラスポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します。また、アスリートの適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化を一貫した支援体制を整備・充実させます。    【彩の国ふれあいピック】  この大会は全国障害者スポーツ大会の代表選手選考会を兼ねており、出場した選手の中から個人競技の県代表選手が選ばれます。 | スポーツ振興課 |
| 181 | 障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるよう、多彩なスポーツイベント等を開催します。ｅスポーツやアーバンスポーツ等の新しいスポーツに触れる機会を創出します。 | スポーツ振興課 |
| 182 | 県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、パラスポーツ指導員やボランティアなどパラスポーツを支える人材を育成し、地域での活動を促進します。 | スポーツ振興課 |
| 183 | 総合リハビリテーションセンターの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体力づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。  Z:\障害者福祉推進課\H29年度\04障害者計画・団体担当\02 障害者支援計画\291206 県民コメント案各課意見照会\各課回答\写真\リハ（ヌードルエクササイズ）.jpg  【総合リハビリテーションセンター  　健康増進施設】（上尾市）  障害者を対象としたスポーツ施設。専門の指導員が体育館やプールで「からだづくり」や「健康づくり」をサポートします。 | 障害者福祉推進課 |
| 184 | 年代や競技レベルに応じて、スポーツ科学に基づく一貫した発掘・育成・強化支援のサポート体制を整備します。健常者と障害者のアスリートを一体的に支援する体制を構築することで、将来、国内主要大会・国際大会で活躍する県ゆかりのアスリートの輩出を目指します。 | スポーツ振興課 |
| 185 | 障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み 、 障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」 機会を創出します。市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。    【埼玉県ボッチャ大会】  障害の有無や年齢などに関わらず、誰もが一緒に楽しめるボッチャを通じて、障害のある方とない方のとの交流を図る目的で開催しています。第１回は令和元年１０月に開催されました。 | スポーツ振興課 |
| 186 | 県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談支援を行うなどし、障害者が地域でスポーツに親しむ環境を整備します。 | スポーツ振興課 |
| 187 | スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組みます。 | スポーツ振興課 |
| 188 | ２０２５年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含むパラスポーツを一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。 | スポーツ振興課 |

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**Ⅲ　就労を進める**

**１　就労に向けた支援**

**（１）雇用の場の創出**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 189 | 障害者の本県職員としての採用を推進するため、職域の拡大や職場環境の整備に努めます。さらに、弾力的な勤務時間で就労が可能な会計年度任用職員として障害者を採用します。 | 人事課 |
| 190 | 本県における入札参加資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する優遇措置を実施します。 | 入札審査課 |
| 191 | 埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達を推進します。（再掲204） | 障害者支援課 |
| 192 | 埼玉労働局や関係機関との連携による障害者就職面接会を開催し、障害者の就労機会の拡大を図ります。 | 雇用労働課 |
| 193 | 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおいて事業主に対して、障害者の雇用への理解を促すとともに、具体的な仕事の提案などを通じて雇用の促進に努めます。また、これまで雇用につながった事例を事業主や関係機関に紹介するとともに、障害者就業・生活支援センターや市町村障害者就労支援センターなどの関係機関と連携しながら、職場定着を支援します。  C:\Users\108036\Desktop\431588.jpg  【障害者雇用優良事業所認証マーク】  本県では、県内で障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証しています。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 民間企業の障害者雇用率 | 【令和４年】　　　　【令和８年】  　　 2.37％　　⇒　　法定雇用率以上 | | 雇用労働課 |
| 194 | 障害者の就労機会の拡大を図るため、障害者に身近な生活の場所で、雇用の相談から就労、職場定着まで、障害者に寄り添い支援を行う市町村障害者就労支援センターの活動を支援します。また、「障害者就労支援センター等連絡協議会」を開催して、各支援センターと国や県、関係機関とのネットワーク化を進め、就労支援の充実に努めます。（再掲211） | 雇用労働課 |
| 195 | 難病相談支援センターにおいて、療養上の就労に関する悩み、疑問など、ハローワークと連携しながら、相談の機会を提供します。  また、難病患者も就労移行支援事業所を利用できることを周知し、利用を促進します。あわせて、難病患者の就労に理解が進むよう、企業等に対する啓発を行います。 | 疾病対策課  障害者支援課  雇用労働課 |
| 196 | 本県の公立小・中学校及び県立学校の本採用教職員として、障害者の採用に努めます。さらに、事務補助や環境整備補助等の会計年度任用職員として、障害者の雇用に努めます。 | 教職員採用課  総務課  県立学校人事課  小中学校人事課 |
| 197 | 県警職員としての障害者の採用、雇用後の活躍推進に向けた勤務環境の整備に努めます。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 警察官を除く県警職員の実雇用率 | 【令和４年度】　　 【令和８年度】  　　 2.73％　　 ⇒　　3.0％以上 | | 警務課 |

**（２）就労と職場定着の支援**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策番号** | **施策の内容** | **担当課** |
| 198 | 発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを運営し、就労の相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援します。（再掲269） | 障害者福祉推進課 |
| 199 | 高次脳機能障害者を支援するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、就労系の福祉事業所、企業及び関係機関に対して、個別訪問による助言・指導などの支援を行います。 | 障害者福祉推進課 |
| 200 | |  |  |  | | --- | --- | --- | | **項　　目** | | **数値目標** | | 福祉施設から一般就労する障害者数 | | 【令和４年度末】 　 【令和８年度末】  　 1,145人　 　⇒　　 1,895人 | |  | ①就労移行支援事業を  　利用して一般就労す  　る障害者数 | 【令和４年度末】 　 【令和８年度末】  　 878人　 　⇒　　 1,137人 | | ②就労継続支援Ａ型事  　業を利用して一般就  　労する障害者数 | 【令和４年度末】 　 【令和８年度末】  　 122人　 　⇒　　　 154人 | | ③就労継続支援Ｂ型事  　業を利用して一般就  　労する障害者数 | 【令和４年度末】 　 【令和８年度末】  　 117人　 　⇒　　　 217人 |   障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援します。（再掲88）   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合 | 【令和8年度末】  　 新規施策　　　⇒　　　50.0％ | | 障害者支援課 |
| 201 | 障害者本人の就労先・働き方に関する希望、就労能力や適性等に合ったより良い就労選択ができるよう、就労選択支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。 | 障害者支援課 |
| 202 | 地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等の場を活用した取組を行います。 | 障害者支援課 |
| 203 | 障害者ピアサポート研修を実施することで、障害者が自らの障害や疾病の経験を生かしながら障害者施設で働き、障害者を支える体制を推進します。 | 障害者支援課 |
| 204 | 埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達を推進します。（再掲191）併せて、障害者就労施設などの物品や役務の情報を提供し、市町村や民間企業の発注を促進します。 | 障害者支援課 |
| 205 | 就労移行支援や就労継続支援のサービス提供をする事業者が行う一般就労に移行した障害者の職場定着のための活動を支援します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  　　新規施策　　 ⇒　　 1,420人 |  |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合 | 【令和8年度末】  　 新規施策　　 ⇒　　　25.0％ | | 障害者支援課 |
| 206 | 大学や専門学校等に通う障害者が在学中に必要に応じて適切に就労移行支援事業を利用できるよう、関係機関と連携し、周知を図ります。 | 障害者支援課 |
| 207 | 就労継続支援Ｂ型事業所などにおける工賃向上の取組を支援します。   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 就労継続支援Ｂ型事業所の工賃水準（月額） | 【令和４年度】 　 【令和８年度】  　15,024円　 　⇒　　20,000円 | | 障害者支援課 |
| 208 | 障害者就労施設が、魅力ある商品の開発を行うために技術指導員を雇用したり、新規事業に参入するために経営コンサルタントを雇用するなどの活動を支援します。 | 障害者支援課 |
| 209 | 障害者の農業分野での活躍を図るため、障害者就労施設や農業経営体が農福連携に取り組む機会を支援します。 | 障害者支援課  農業支援課 |
| 210 | 就職や職場への定着が困難な障害者に対して、埼玉労働局及び埼玉障害者職業センターなどと連携しながら、就業やそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動を支援します。 | 障害者支援課  雇用労働課 |
| 211 | 障害者の就労機会の拡大を図るため、障害者に身近な生活の場所で、雇用の相談から就労、職場定着まで、障害者に寄り添い支援を行う市町村障害者就労支援センターの活動を支援します。また、「障害者就労支援センター等連絡協議会」を開催して、各支援センターと国や県、関係機関とのネットワーク化を進め、就労支援の充実に努めます。（再掲194） | 雇用労働課 |
| 212 | 障害者の就労支援と就労後の職場定着支援には、支援に携わる関係者の役割が重要であることから、本県独自でジョブサポーター研修を行い、企業や就労支援機関の支援者の資質向上を図ります。 | 雇用労働課 |
| 213 | 県教育委員会において、特別支援学校等の卒業生等を会計年度任用職員として直接雇用するとともに、企業におけるスキルアップ研修を実施することで、実践的な職業能力の向上を図り一般就労を目指します。また、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供することで、企業による障害者雇用の取組を支援します。これらの取組を通じて、特別支援学校卒業生の一般就労率の向上と、県教育委員会の障害者雇用率の向上を同時に目指します。  （再掲218）    【チームぴかぴか】  県庁各課等から依頼されるシュレッダー業務や封入作業等を通して職業スキルを身に付け、企業等へ一般就労を目指す取組です。 | 特別支援教育課 |

**（３）多様な働き方の支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 214 | 本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験でき、就労意識が醸成されるよう支援するとともに、県職員の障害や障害者に対する理解を促進します。 | 人事課  障害者福祉推進課  雇用労働課 |
| 215 | 障害者の多様な働き方（テレワーク、短時間勤務など）を企業に提案します。 | 雇用労働課 |
| 216 | 障害のある人とない人が共に働き、県内の障害福祉サービス事業所などの製品や弁当、県内各地の物産などの販売を通じて障害者の就労を考える場となっている県庁内福祉の店の運営を支援します。    【県庁内福祉の店「かっぽ」】  障害者の働く場を創造し、社会参加を促進するため、県庁第二庁舎１階に障害者団体が設置している売店です。県内１０数団体が商品の提供や販売に参画しています。 | 障害者福祉推進課 |
| 217 | 企業や社会福祉法人などの地域の多様な委託先を活用するなど、障害者の能力、適性及び障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就労を支援します。（再掲223） | 産業人材育成課 |
| 218 | 県教育委員会において、特別支援学校等の卒業生等を会計年度任用職員として直接雇用するとともに、企業におけるスキルアップ研修を実施することで、実践的な職業能力の向上を図り一般就労を目指します。また、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供することで、企業による障害者雇用の取組を支援します。これらの取組を通じて、特別支援学校卒業生の一般就労率の向上と、県教育委員会の障害者雇用率の向上を同時に目指します。  （再掲213） | 特別支援教育課 |

**（４）重度障害者の就労支援**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 219 | 重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援します。また、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。 | 障害者支援課  雇用労働課 |

**２　職業訓練の充実**

**（１）職業訓練体制の整備・充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 220 | 総合リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援事業を行い、障害者の一般就労を支援します。    【情報処理訓練】  情報系での就労、復職、在宅就労を目指し、表計算などの市販ソフトの利用技術、ホームページ作成、データ入力などのＩＴ関連全般の訓練を実施しています。 | 障害者福祉推進課 |
| 221 | 就労移行支援サービスを提供する事業所などを利用する障害者が企業などの事業所に出向いて、作業経験を積み重ねて適応能力の向上を図ることにより就労に結びつける活動を支援します。 | 障害者支援課 |
| 222 | 職業能力開発センターにおいて知的障害者及び精神障害者等を対象に職業訓練を実施し、職場における基本的な技能を身につける訓練を行うことで就労を支援します。 | 産業人材育成課 |
| 223 | 企業や社会福祉法人などの地域の多様な委託先を活用するなど、障害者の能力、適性及び障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就労を支援します。（再掲217） | 産業人材育成課 |

**（２）職業教育の実施**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 224 | 生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。（再掲250）   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率 | 【令和６年度】　 　【令和８年度】  　 90.3％　　 ⇒　　 91.1％ | | 特別支援教育課 |

**Ⅳ　共に育ち、共に学ぶ教育を推進する**

**１　障害のある児童生徒の教育の充実**

**（１）インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 225 | 障害のある児童生徒の指導に当たっては、きめ細かな指導を受けられるよう個別の指導計画を作成するとともに、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成を推進します。 | 特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 226 | 小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供します。また、支援籍等により可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。  （再掲276） | 特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 227 | 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育を推進するため、児童生徒や保護者を対象とした理解啓発に取り組みます。 | 高校教育指導課  特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 228 | 障害のある児童生徒が通常学級で共に学ぶ取組事例などを市町村に提供し、小・中学校における取組を支援します。 | 義務教育指導課 |
| 229 | 県立特別支援学校と市町村立小中学校の教員を互いに派遣し合う人事交流を推進します。 | 県立学校人事課  小中学校人事課 |
| 230 | 県立学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、司書教諭・司書の配置に努めます。 | 県立学校人事課 |
| 231 | 県立学校において、司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、発達障害や視覚障害等で読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実に努めます。小・中学校等においては、司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、読字に困難がある児童生徒に読書の機会を設けることの重要性について、市町村教育委員会に周知します。 | 特別支援教育課  高校教育指導課  義務教育指導課 |

**（２）教職員等の資質の向上**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 232 | 保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員等が様々な障害及び障害児（者）に対する理解と認識を一層深めるため、特別支援教育の従事者等を講師に招くなどの方法を含め、研修を充実します。 | 少子政策課  高校教育指導課  義務教育指導課 |
| 233 | 学校において児童生徒一人一人の障害の特性に応じた合理的配慮の提供に基づく支援体制を整備するため、教職員への研修などを充実します。 | 高校教育指導課  特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 234 | 発達障害に対する教職員の理解を深め、校内支援体制を整備するとともに、初任者研修や年次研修において指導方法などの研修を充実します。 | 高校教育指導課  特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 235 | 幼稚園、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置や資質向上のための研修実施について、市町村に働き掛けます。 | 義務教育指導課 |
| 236 | 障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成などに関する指導資料の作成や教職員の資質の向上を図る研修を充実します。 | 特別支援教育課 |
| 237 | 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を充実するとともに、通級による指導担当教員に対する指導方法などの研修を充実します。（再掲275） | 義務教育指導課 |
| 238 | 特別支援学校の教員及び小・中学校の特別支援学級及び通級による指導担当教員に特別支援学校の教員免許状の取得機会を与え、専門性の向上を図るとともに、障害の特性に応じるための研修を充実し資質の向上を図ります。   |  |  | | --- | --- | | **項　　　目** | **数値目標** | | 特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数 | 【令和４年度末】　　 【令和８年度末】  　 1,358人　 　⇒　　 2,800人 | | 特別支援教育課 |
| 239 | 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において適切な教育が行われるよう、研究指定校による実践研究や指導資料などの活用により指導内容・方法を充実します。 | 特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 240 | 医療的ケアの必要な障害のある児童生徒に対応するため、校内に看護師を配置するなど医療との連携強化を図るとともに、教職員の医療的知識や技術についての研修を充実します。 | 特別支援教育課 |
| 241 | 特別支援教育に関する研究事業及び研修事業を実施する総合教育センター特別支援教育担当の機能を充実し、障害のある児童生徒に対する適切な教育が行われるように努めます。特に、特別支援教育担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性と資質の向上を図る研修を充実します。 | 特別支援教育課  総合教育センター |
| 242 | 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上を目指し、児童生徒にメンタルヘルスに関する教育を行うとともに、教職員への理解増進と、対応力の向上に取り組みます。 | 生徒指導課  保健体育課 |

**【新】**

**（３）相談体制、交流及び共同学習の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 243 | 私立幼稚園における特別支援教育の充実と障害児の入園を支援します。 | 学事課 |
| 244 | 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、保育の機会充実を図ります。 | 少子政策課 |
| 245 | 市町村などが実施する放課後児童健全育成事業について、障害児担当支援員の人件費などを助成し、障害児の受入を促進します。 | 少子政策課 |
| 246 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習を推進します。 | 特別支援教育課 |
| 247 | 総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働などの関係機関との連携を強めます。（再掲277） | 特別支援教育課  総合教育センター |

**（４）学校施設の整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 248 | 高等学校におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターやスロープ等の設置、バリアフリートイレなどの改修を推進します。また、小・中学校のバリアフリー化を進めるよう市町村に働き掛けます。  Z:\障害者福祉推進課\H29年度\04障害者計画・団体担当\02 障害者支援計画\291206 県民コメント案各課意見照会\各課回答\教育局\財務課写真.JPG  【バリアフリートイレ】  車椅子が回転できる十分な広さがあり、車椅子から便器に乗り移るための手すり、車椅子に乗ったまま開閉が可能なスライドドアなどの機能があります。 | 財務課 |
| 249 | 県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、既存の特別支援学校における校舎の増築を進めるなど、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。 | 財務課  特別支援教育課 |

**２　自立する力の育成**

**（１）高等部教育の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 250 | 生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。（再掲224） | 特別支援教育課 |

**（２）高等教育を受けられやすくするための環境整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 251 | 施設・設備などのバリアフリー化に向け、県内の大学などへ働き掛けます。 | 障害者福祉推進課 |
| 252 | 障害者の進学の道が広がるよう、県内の大学などへ障害者の受入拡大を働き掛けます。 | 障害者福祉推進課 |

**Ⅴ　安心・安全な環境をつくる**

**１　療育体制の充実**

**（１）地域療育・相談体制などの整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 253 | 在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来での療育指導や相談対応を行います。また、児童発達支援事業所や障害児保育を実施する保育所などの職員に療育に関する指導を行う障害児等療育支援事業の運営を支援します。 | 障害者支援課 |
| 254 | 在宅の障害児（者）の運動機能などの低下を防ぐとともに発達の促進を図ります。また、保護者などが家庭において日常生活動作や運動機能などの療育技術を習得できるよう助言します。 | 障害者支援課 |
| 255 | 看護・介護の必要性の高い重症心身障害児（者）をケアする医療型障害児入所施設に対し、手厚い職員配置を行えるよう支援し、利用者の処遇の向上を図ります。 | 障害者支援課 |
| 256 | 妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。  （再掲274） | 健康長寿課 |
| 257 | 未熟児の健全育成のため、母子保健専門研修・母子保健関係職員研修を開催し、未熟児への訪問指導などを行う市町村を支援します。 | 健康長寿課 |
| 258 | 全ての保健所で小児・思春期の精神保健に関する専門相談を実施するとともに、関係機関連携による支援の充実に努めます。 | 健康長寿課 |
| 259 | 長期療養児の療育に関する支援を行います。 | 健康長寿課 |
| 260 | 障害児の様々なニーズに対応するため、専門的機能の強化を図り、きめ細やかな支援を行うとともに、日常生活の指導や自立した生活に必要な知識及び技能の付与並びに治療を行う障害児入所施設の運営を支援します。 | 障害者支援課 |

**（２）発達障害児（者）支援の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 261 | 発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置・運営します。関係機関等が発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。 | 障害者福祉推進課 |
| 262 | 障害者（児）とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて消費生活に関する情報提供や消費生活相談を実施します。（再掲36） | 消費生活課  障害者福祉推進課  こども安全課 |
| 263 | 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、地域支援マネジャーによる市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。（再掲39）    【埼玉県発達障害総合支援センター】  （さいたま市）平成29年１月、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に合わせ、発達障害支援の拠点として開設されました。 | 障害者福祉推進課 |
| 264 | 発達障害に早期に気付き支援できる人材を育成します。また、医療・療育の専門職を対象にした研修や、遊具等を活用した実習形式の研修などを実施し、身近な地域で専門的な支援ができる人材を育成します。 | 障害者福祉推進課 |
| 265 | 発達障害児が幼稚園・保育所から小学校に就学した後も継続して支援が受けられ、新しい環境に適応できるよう、小学校教員を対象とした研修を実施します。 | 障害者福祉推進課  義務教育指導課 |
| 266 | 発達障害児の保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの実施に向けて市町村等を支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 267 | 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保します。 | 障害者福祉推進課 |
| 268 | 発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センターや個別療育と親への支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 269 | 発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを運営し、就労の相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援します。（再掲198） | 障害者福祉推進課 |
| 270 | 成人期の発達障害者やその家族への相談支援、市町村や地域の支援機関、企業等への助言・支援を行う発達障害者支援センターを運営します。 | 障害者福祉推進課 |
| 271 | 発達障害児（者）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けられ、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」の普及を図ります。（再掲40） | 障害者福祉推進課 |
| 272  **【新】** | 発達障害児（者）との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。（再掲124） | 障害者福祉推進課 |
| 273 | 市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実します。このため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会（市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」）における専門部会の設置や個別事例の検討等を通じた支援体制の整備、基幹相談支援センターの設置、入所施設から地域生活への移行支援など、障害者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるような体制づくりを支援します。また、市町村の相談支援体制を支える市町村職員や相談支援従事者などへの研修も推進します。（再掲47） | 障害者支援課 |
| 274 | 妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。  （再掲256） | 健康長寿課 |
| 275 | 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を充実するとともに、通級による指導担当教員に対する指導方法などの研修を充実します。（再掲237） | 義務教育指導課 |
| 276 | 小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供します。また、支援籍等により可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。  （再掲226） | 特別支援教育課  義務教育指導課 |
| 277 | 総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働な  どの関係機関との連携を強めます。（再掲247） | 特別支援教育課  総合教育センター |

（３）難聴児の早期支援の充実

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 278 | 新生児聴覚検査に係る医師会等と市町村の協議の場を設け取組を共有する等、体制整備を推進します。また、新生児聴覚検査の結果について、市町村等関係機関と情報共有を行うと共に、産科医療機関等の検査精度管理に取り組みます。 | 健康長寿課 |
| 279  **【新】** | 聴覚障害児支援センターが難聴児とその家族等に対する支援や課題の共有等により、関係者の共通認識の形成や支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 280 | 特別支援学校（聴覚障害）の教員の専門性向上に向けた手話講習会に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置を行い、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。 | 県立学校人事課  特別支援教育課 |
| 281 | 医療機関からの検査依頼書や報告書等を活用し、新生児聴覚検査でリファーとなった児童に対して確認検査や精密検査が適切に実施されるよう市町村と連携して取り組みます。 | 健康長寿課 |
| 282 | 全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、公費助成を通じた受診者の経済的負担軽減を市町村に働き掛けます。 | 健康長寿課 |
| 283 | 難聴児支援に関わる多様な機関・団体等で構成される聴覚障害児支援協議会等を運営し、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育にいたるまでの流れや相互連携、多様性に対する寛容性の共有等を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 284 | 難聴児及びその家族が身近な地域で療育支援が受けられるよう、言語聴覚士が配置されている事業所等への訪問支援や研修会を開催し、地域の療育体制の整備を進めます。また、補聴器の助成や聴能訓練を実施し、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 285 | 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知します。 | 健康長寿課 |
| 286 | 難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。（再掲134） | 障害者福祉推進課 |
| 287 | 難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。（再掲135） | 障害者福祉推進課 |
| 288 | 特別支援学校の教員や特別支援学校に配置等される言語聴覚士等の専門家による専門的な立場からの難聴児の指導の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。 | 特別支援教育課 |
| 289 | 特別支援学校等の聴覚障害教育の専門性向上のため、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や手話技術向上のための取組を実施します。 | 特別支援教育課 |
| 290 | 通常の学級に通う難聴児にも特別支援学校（聴覚障害）に通う難聴児に提供されるような支援が提供されるよう、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組を行います。また、児童発達支援センター等に配置された言語聴覚士等の聴覚障害児支援の専門性向上のための取組を行います。 | 義務教育指導課  障害者福祉推進課 |
| 291 | 軽中等度難聴児を含め、進行性難聴や一側性難聴などについても、３歳児健康診査等の際に聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる場合は精密検査の受診につながるよう市町村と連携を図ります。 | 健康長寿課 |
| 292 | 子育ての相談対応を行っている機関とも連携を図りながら、新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につなげるための手引書等を活用し、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 293 | 特別支援学校（聴覚障害）の乳幼児教育相談の支援を県内のどの地域でも受けられるよう、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携し、県内全域の支援の実現を目指した取組を進めます。 | 特別支援教育課 |

**２　保健・医療サービスの充実**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**【新】**

**（１）健康づくりの推進**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 294 | 一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障害児（者）の歯科診療や歯科保健指導を行うため、県立障害者歯科診療所や埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）における歯科診療機能を積極的に活用します。  【県立障害者歯科診療所】  ①総合リハビリテーションセンター（上尾市）  ②そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）  ③嵐山郷（嵐山町）  ④あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）  ⑤皆光園障害者歯科診療所（深谷市）  の５か所に設置されています。 | 社会福祉課  福祉政策課  健康長寿課 |
| 295 | 保健師等の資質の向上を図るため、各種研修事業に取り組みます。 | 保健医療政策課 |
| 296 | 食生活改善やウォーキングによる健康づくりなど、生活習慣病予防の取組への支援を推進します。 | 健康長寿課 |
| 297 | 健康づくりに関する情報の提供など、住民に対する各種健康づくり事業を実施する市町村に対して、必要な支援を行います。 | 健康長寿課 |
| 298 | 障害児（者）歯科治療などに関する研修会の修了者を「障害者歯科相談医」に指定し、各地域における歯科診療機関と専門歯科診療機関とのネットワークの構築を図ることで、障害児（者）が身近な地域で歯科診療が受けられるような環境を整備します。 | 健康長寿課 |
| 299 | アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲45・313） | 疾病対策課 |

**（２）難病患者支援の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 300 | 難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）及び日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。 | 障害者福祉推進課障害者支援課 |
| 301 | 難病患者に対し、保健所及び難病相談支援センターが実施する訪問指導や医療相談、集団指導など、医療及び療養生活に関する相談及び指導を推進します。 | 疾病対策課 |
| 302 | 難病患者に対応できるホームヘルパーを養成します。 | 疾病対策課 |

**（３）保健・医療体制の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 303 | 障害者や高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。（再掲46） | 地域包括ケア課 |
| 304 | 精神疾患の発生予防から社会復帰までを総合的に行う精神保健福祉センターにおける、普及啓発・教育研修・地域支援などの機能を充実します。  C:\Users\108036\Desktop\300px-Saitama_Prefectural_Mental_Health_Center.jpg  【精神保健福祉センター】（伊奈町）  県民のメンタルヘルスの保持・向上、並びに精神障害者の社会復帰を図る総合的な施設。相談、自立訓練施設、精神科救急情報センターの運営などを行っています。 | 障害者福祉推進課 |
| 305 | 地域住民への精神障害者に対する正しい理解の普及を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び社会参加の支援を図るため、保健所で行っている地域精神保健福祉活動を推進します。 | 障害者福祉推進課 |
| 306 | 障害の重度化などに伴うリハビリテーション需要の増大に対応するため、総合リハビリテーションセンターにおいてリハビリテーション医療を提供します。 | 福祉政策課 |
| 307 | 市町村などが行う地域リハビリテーション活動を支援します。 | 地域包括ケア課 |
| 308 | 高次脳機能障害者（児）をはじめとした障害者に対する相談・診断・治療から職能訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションサービスの機能を充実します。 | 障害者福祉推進課 |
| 309 | 高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。（再掲42） | 障害者福祉推進課 |
| 310 | 高次脳機能障害の診断等を行うことができる医療機関を把握し、その情報提供を行うとともに、医療関係者を対象とした専門研修を実施します。 | 障害者福祉推進課 |
| 311  **【新】** | 子どもの高次脳機能障害について、障害児とその家族、関係団体などとの意見交換を通じて支援ニーズを把握するとともに、研修等により普及啓発を行います。（再掲43） | 障害者福祉推進課 |
| 312 | 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者（児）に対して、支援ニーズを把握し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。  （再掲44） | 障害者支援課  障害者福祉推進課 |
| 313 | アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲45・299） | 疾病対策課 |
| 314 | 精神保健福祉センターにおいて、うつ病や統合失調症などの精神障害者に対して、認知行動療法を取り入れたプログラムを実施するなど、精神科リハビリテーション機能の充実を図ります。 | 障害者福祉推進課 |
| 315 | 埼玉県立大学において、保健・医療・福祉などの幅広い連携ができる社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師などの人材養成を図ります。（再掲76） | 保健医療政策課 |
| 316 | 高等看護学院、常盤高等学校において看護師の養成を図ります。  Z:\障害者福祉推進課\H29年度\04障害者計画・団体担当\02 障害者支援計画\291206 県民コメント案各課意見照会\各課回答\保健医療部\高等看護学院（心マ）.jpg  【高等看護学院】（熊谷市）  看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を教授し、専門職業人として社会に貢献できる看護師を育成しています。 | 医療人材課  高校教育指導課 |
| 317 | 多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や医療機能等を明確にするとともに、医療機関相互の連携や専門の医療を提供できる体制の整備を推進します。 | 疾病対策課 |
| 318 | 精神科救急情報センターにおいて、夜間・休日における緊急的な医療相談に適切に対応し、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援します。 | 疾病対策課 |
| 319 | 精神科病院に対する実地指導を徹底することなどにより、患者本位の治療や患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。（再掲26） | 障害者福祉推進課  疾病対策課 |
| 320 | 精神障害者が精神疾患の悪化や再発を予防しながら、地域社会の一員として安心して生活することができるよう、アウトリーチ支援を行うなど精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。 | 障害者福祉推進課 |
| 321 | 精神医療センターにおいて、精神疾患患者に対する専門的治療を行います。 | 保健医療政策課 |

**（４）公費負担医療制度の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 322 | 重度心身障害児（者）やその家族の経済的負担の軽減を図り、重度心身障害児（者）の健康を守るため市町村が行う医療費の助成を支援します。 | 国保医療課 |
| 323 | 心身の障害の状態を軽減するための自立支援医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）により、障害者等の経済的負担を軽減します。 | 障害者福祉推進課  健康長寿課 |
| 324 | 指定難病等や小児慢性特定疾病の医療費公費負担制度を推進します。 | 健康長寿課  疾病対策課 |

**３　福祉のまちづくりの推進**

**（１）まちづくりの総合的推進**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 325 | 年齢、性別、国籍、能力など人々が持つ様々な違いを越えて、全ての人が利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及、環境・サービスの創造などを目指すユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進します。  42093  【ユニバーサルデザインの例】  ドアに大きくバリアフリートイレのサインを表示しています。遠くからでもバリアフリートイレである事がはっきりと分かり、迷わずバリアフリートイレを見つけることができます。 | 文化振興課 |
| 326 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの運用により、障害者、高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された生活環境の整備を行うとともに福祉のまちづくりの普及啓発を図るなど、福祉のまちづくりを総合的に推進します。 | 文化振興課  福祉政策課  建築安全課 |

**（２）公共施設などの整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 327 | 障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、バリアフリートイレや見やすいサイン表示などの設置、視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。 | 管財課  財務課 |
| 328 | 民間施設のバリアフリー化を普及啓発し、誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進します。 | 市街地整備課  建築安全課 |
| 329 | バリアフリートイレやスロープの設置など障害者の利用に配慮し、安全で快適に利用できる公園施設などの整備を推進します。 | 公園スタジアム課 |
| 330 | 障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）を運用します。 | 福祉政策課 |

**【新】**

**（３）道路環境の整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 331 | 違法駐車や駅・バス停周辺などの放置自転車、店頭商品などによる道路の占拠などの解消を図るため、違法駐車の取締や放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動を推進します。また、駐車施設及び駐輪場の整備や「違法駐車防止条例」、「放置自転車等防止条例」の制定を市町村に働き掛けることにより、障害者などの安全で快適な交通環境の整備を推進します。 | 防犯・交通安全課  交通指導課 |
| 332 | 障害者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車椅子がすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差改善、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの設置を積極的に推進します。更に、既成市街地などでは電線共同溝などの整備による無電柱化を推進します。    【歩道の整備】  写真（上）が整備前、写真（下）が整備後の様子です。整備前は歩道が狭く、段差がありました。改修により段差を解消した幅の広い歩道を整備するとともに、無電柱化を行い安全・安心な歩道に生まれ変わっています。（都市計画道路：中央通り線（県道本川越停車場））  \\Dougai-nas\60_街路\00_各路線資料\04_川越\11_【事業化検討】_中央通り線（川越市）\中央通り線●写真\20190406川越中央通\20ｍ区間おすすめ写真\P1090524.JPG | 道路街路課  道路環境課  市街地整備課 |
| 333 | 分かりやすい道路標識を整備するほか、主要な幹線道路に整備した「道の駅」などの休憩施設には、全てバリアフリートイレの整備を推進します。  C:\Users\018454\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.Word\道の駅はにゅうトイレ３.jpg  【道の駅はにゅう】（羽生市）  地元埼玉産の木材を使用した、木の温かみがあるトイレです。  トイレ数：男性用12、女性用１2、  身体障害者用2 | 道路環境課 |
| 334 | 駅や福祉施設、医療施設などの周辺において、障害者にとってより利用しやすい歩行空間の整備を推進します。 | 道路街路課  道路環境課  市街地整備課 |
| 335 | 視覚障害者用付加装置（音響式信号機）や高齢者等感応信号機など、障害者などに配慮した交通安全施設の整備を推進し、安全性の向上を図ります。    　　 【視覚障害用付加装置】　　　　　　 【高齢者等感応信号機】 | 交通規制課 |

**（４）公共交通機関の整備**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 336 | 障害者や高齢者など誰もが快適に安心してバス・タクシーを利用できるよう、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。 | 交通政策課 |
| 337 | 障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、障害者対応型トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、それらの推進について鉄道事業者に働き掛けます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。  C:\Users\114919\Box\【02_課所共有】01_09_交通政策課\R05年度\02鉄道担当\15_転落防止\15_01_転落防止\15_01_040_ホームドア関係補助\05 額の確定\02 新田駅（草加市）\00 完了現地調査\デジタルカメラ 写真\IMG_0665.JPG  【ホームドア】  駅ホームからの転落事故等を防止するため、利用者の多い駅などを優先して、ホームドアの設置を支援しています。   |  |  | | --- | --- | | **項 目** | **数値目標** | | 駅ホームのホームドア設置番線数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  68番線　　 ⇒　　113番線 | | 交通政策課  市街地整備課 |

**４　安全な暮らしの確保**

**（１）防災対策の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 338 | 国民保護施策において障害者などの要配慮者に配慮します。 | 危機管理課 |
| 339 | 防災に関するパンフレットの配布などにより、防災に関する知識の普及啓発を図ります。 | 危機管理課  消防課  障害者福祉推進課 |
| 340 | 障害者などの要配慮者が必要としている援助の内容が分かる防災カード（ヘルプカード）の普及促進について、市町村に対し働き掛けます。 | 障害者福祉推進課 |
| 341 | 防災情報などを携帯電話などにメール配信するサービスを行います。 | 災害対策課 |
| 342 | 避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。（再掲138） | 障害者福祉推進課  災害対策課 |
| 343 | 近隣住民、民生委員などへの障害特性の理解を進め、障害者などを訪ねる活動や自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。 | 危機管理課  社会福祉課  障害者福祉推進課 |
| 344 | 過去の地震や水害の経験に学ぶことを重視し、市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。 | 災害対策課  障害者福祉推進課 |
| 345 | 避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難行動支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別避難計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し働き掛けます。 | 災害対策課  高齢者福祉課  障害者福祉推進課 |
| 346 | 災害で被災した障害者などの要配慮者の福祉避難所として、社会福祉施設の有効活用を促進します。 | 障害者福祉推進課 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 347 | 福祉避難所における障害者などの要配慮者に配慮した物資・機材の備蓄や開設訓練の実施について、市町村に対し支援を行うとともに、実施について働き掛けます。  【特別養護老人ホーム 【特別養護老人ホーム 新生ホーム（上尾市）】  　　　 草加キングス・ガーデン（草加市）】   |  |  | | --- | --- | | **項　　目** | **数値目標** | | 福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数 | 【令和４年度末】　　【令和８年度末】  55市町村　　⇒　　 全市町村 | | 障害者福祉推進課 |
| 348 | 福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。（再掲361） | 障害者福祉推進課 |
| 349 | 大規模災害が発生した場合に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地域に派遣するための体制を整備します。 | 障害者福祉推進課  疾病対策課 |
| 350 | 大規模災害時に避難所等へ避難した障害者等に対して相談援助や応急的な介助等の福祉支援を行う災害派遣福祉チームを整備します。 | 社会福祉課 |
| 351 | 大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とする内部障害者が避難所での生活に支障を来すことがないように、ランニング備蓄の方法によるストーマ用装具の調達体制を整備します。 | 障害者福祉推進課 |
| 352 | 大規模な災害の発生に備えて、本県の障害者団体が他都道府県の障害者団体などと広域的な支援体制を構築できるよう支援します。 | 障害者福祉推進課 |
| 353 | 大規模災害に備え、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を作成し、社会福祉施設等の災害対策を支援します。また、策定状況を確認し、未策定の場合、指導等を行います。 | 社会福祉課  福祉監査課 |
| 354 | 障害者支援施設やグループホームなどが、震災や風水害などの大規模な災害、感染症拡大に対応するための具体的かつ実効性のある防災計画や業務継続計画を作成するよう指導します。  （再掲362） | 社会福祉課  障害者支援課 |
| 355 | 障害福祉サービス事業所や福祉避難所などの施設が立地する地域において、土砂災害を防止するために、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策などを推進します。 | 河川砂防課 |

**（２）防犯対策の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 356 | 要請に応じて障害がある方を含む幼児・高齢者・大学生等を対象とした防犯指導を実施するほか、メールマガジン等による犯罪・防犯情報の発信など、障害者の状況に対応した防犯対策を推進します。 | 生活安全総務課 |
| 357 | 聴覚障害者をはじめとした障害者の緊急時の通信手段である「ファックス１１０番」やパソコン及び携帯電話のインターネット機能を活用した「メール１１０番」、携帯電話を使用した「１１０番アプリシステム」の普及・活用を図るため、積極的な広報活動を推進します。 | 通信指令課 |

**（３）感染症対策の充実**

**施策番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **施策の内容** | **担当課** |
| 358 | 事業所に対し、感染症対策についての周知啓発を実施します。 | 障害者支援課 |
| 359 | 県民に重大な影響を及ぼす感染症の患者を受け入れる感染症病床の整備を進めるとともに、埼玉県感染症予防計画に基づく医療提供体制の確保等に取り組みます。 | 感染症対策課 |
| 360 | 市町村及び関係団体と連携し、感染症発生時の支援・応援体制を構築します。 | 感染症対策課  障害者支援課 |
| 361 | 福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。（再掲348） | 障害者福祉推進課 |
| 362 | 障害者支援施設やグループホームなどが、震災や風水害などの大規模な災害、感染症拡大に対応するための具体的かつ実効性のある防災計画や業務継続計画を作成するよう指導します。  （再掲354） | 社会福祉課  障害者支援課 |